産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会(第9回)議事録

日時:平成26年12月10日(水) 10:00~11:10

場所:経済産業省 本館地下2階 講堂

議題:

- (1) ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について
- (2) その他

議事内容

○大本ガス安全室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第9回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して寺澤商務流通保安審議官からご挨拶いたします。 ○寺澤商務流通保安審議官 皆さんおはようございます。本当にお忙しい中、第9回の ガス安全小委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。これまで5回に わたってガスシステム改革に伴うガス保安の在り方についてご議論させていただきました。 何度も申し上げているように、ガスシステム改革はどういう形になるのであれ、ガスの保 安水準を維持・向上するという基本的姿勢に基づいて皆様にご議論していただいていると 思います。たしか6月の初めにこの議論をスタートさせていただきまして、論点を提示さ せていただいて、また6月、7月と本当に熱いご議論をさせていただいて、9月に保安責 任の在り方について方向性を示させていただき、11月に災害時対応と自主保安についても ご議論させていただきました。

これまで5回分の議論を踏まえまして、本日、これまでの議論の論点を整理させていただいて、この委員会としての論点のとりまとめ案を後ほどご紹介させていただきます。何とぞ有意義なご議論を展開していただいて結論に至ることができればと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日は委員 19 名中 16 名が出席しており、小委員会の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。また、熱供給事業団体から、一般社団法人熱供給事業協会の田隝専務理事がオブザーバーとして出席しております。

それでは、配付資料の確認をいたします。まず議事次第、次に配付資料一覧、座席表、

資料1、資料2がございます。配付資料に不備がございましたら、途中でも結構ですので お知らせいただければと思います。

○豊田委員長 おはようございます。先ほど寺澤審議官から話がございましたように約 半年かけて、本日やっととりまとめのところまでたどり着きました。皆様のご尽力に感謝 申し上げます。

それでは、本日、ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方ということでご議論を賜りたいと思います。そのとりまとめ案について事務局からご説明をお願いいたします。 ○大本安全ガス安全室長 それでは資料2を御覧ください。「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について(案)」でございます。

- 1. の検討経緯でございますが、昨年11月にガスシステム改革小委員会が設置されて、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業の在り方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムの在り方について検討が行われていることを踏まえ、本小委員会では、平成26年6月よりガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点を踏まえて、望ましい保安の在り方について検討を進めてきております。また、熱供給事業の保安規制についても検討を行いました。
- 2. につきましては、(1) から (5) まで記載しておりますけれども、検討に当たっての基本的考え方を示してございます。(1) が保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成、(2) が保安の責任主体・責任範囲の明確化、(3) が需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ、(4) が保安業務における実施者間の連携、(5) が規制の整合化でございます。

続いて、2ページ目を御覧いただければと思います。3. 議論のとりまとめについてです。(1) の技術基準適合維持義務について【論点1】でございます。

今年9月に開催されたガス安全小委員会では、内管と資産区分と技術基準適合維持を一致させることを目指すべきという方向性で検討を行ってきました。また、法制面の検討の結果、現状の需要家における内管の所有・保安意識の醸成状況や内管の安全性等の保安状況に鑑み、引き続きガス事業者が内管の保安に関与することは合理的と考えます。

一方で、ガス工作物の所有者・占有者が当該工作物に関する維持管理の責任を負うべき という考え方を踏まえ、内管の所有者・占有者には、ガス事業者が行おうとする技術基準 の維持のために必要な措置について協力する責務があることを、明確に示すことを示した いと考えております。なお、保安上重要な建物の需要家については、より強い責務を求めることを検討したいと考えております。

また、ガス工作物の所有者・占有者が、当該工作物に関する維持管理の責任を負うべき という考え方を踏まえ、内管の所有・保安意識の醸成状況や、内管の安全性等の保安の状 況を引き続き定期的に確認しつつ、資産区分との一致も含めた内管の技術基準適合維持義 務の在り方について、時宜をとらえて検討することとしております。

続いて、(2) の需要家保安に係る保安責任について【論点2】でございます。

小口需要家及び大口需要家に係る内管・消費機器の緊急保安、内管の漏えい検査、消費機器の調査・危険発生防止周知に係る保安責任の所在については(法令上の主語)については、緊急保安と内管の漏えい検査を新ガス導管事業者、消費機器の調査・危険発生防止周知を新ガス小売事業者と整理しております。

緊急保安につきましては、記載のとおり 24 時間受付対応や、緊急出動部隊の整備が必要であり、また、高度な専門性に基づき現場の状況に応じた迅速な判断と対応が求められる。 集合住宅や一般住宅地、繁華街などガス使用者が混在するエリアでは、本支管と内管とで同一の事業者が緊急保安を実施する必要もあり、公益性の高い新ガス導管事業者が行うことが適当である。また、需要家規模にかかわらず、面的に一体として緊急保安業務を担う方が、新ガス小売事業者ごとの緊急保安部隊整備や現場における混乱防止の観点から社会的にも効率的かつ保安の維持に資するものと考えられます。原則として新ガス導管事業者が担うことが適当であるとしております。

なお、大口需要家対応を中心に、緊急保安の円滑な実施の観点から、新ガス小売事業者も一定の役割と責務を果たすことが必要であり、2ページの一番下から小さい字で3ページにかけて3つの例示が書いてございますが、こういうところに関しても、しっかりと新ガス小売事業者の責務と役割を果たすことが必要であるとしております。

続いて、3ページ目の内管の漏えい検査については、内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効であり、また、ガス漏れが判明した際にスムーズに緊急時対応を行うためには緊急保安と漏えい検査を一体として実施することが有効であること、集合住宅の共用部分の検査は、各戸が別々の新ガス小売事業者を選択しても、同一の事業者が担う方がもれなく効率的に実施できること等の理由から、新ガス導管事業者が保安責任を担うことが適当である。

なお、現行制度から移行することで、需要家の混乱や保安業務の実施に支障を来たさな

いよう、現行の保安体制等を効率的かつ柔軟に運用することなどにより、保安水準を維持・ 向上させていく必要があります。

続いて、消費機器の調査・危険発生防止周知でございます。これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取り替えの促進、消費機器に関する問い合わせへの対応等の作業を通じて保安の維持・向上に努めてきたところ、このような活動を継続していくためには、ガスを販売する新ガス小売事業者が消費機器の調査を実施することが効果的である。また、ガスを販売する上で、少なくとも開栓時においては需要家の消費機器を把握することが一般的であるため、消費機器の調査は新ガス小売事業者が行う方が効率的であること、また、小売事業者が担うことにより、ガスの保安に関する協働に資すること、消費機器調査等を通じて需要家の消費機器情報を把握し、需要家に直接接する機会の多い事業者が、ガスの使用上の注意事項等の危険発生防止周知を行うことが保安上有効である。以上のことから、新ガス小売事業者が保安責任を担うことが適当である。これらの保安責任分担については、法令又は託送供給約款等を通じて措置するとしてございます。続いて、(3) の自主保安等についてでございます。

①安全高度化目標・計画でございます。自由化範囲の拡大に伴う制度の変更があったとしても、安全高度化目標の達成を目指し、保安の維持・向上が図られるべきである。また、ガスシステム改革によりガス事業者の類型が変わることを踏まえ、今後、ガス安全高度化計画の必要な修正(例えば三位一体から四位一体に変更するなど)を行うこととするとしております。

続いて、②の大規模災害時対応でございます。この制度の変更があったとしても、引き続き現状と同等以上の対応により、二次災害を発生させない速やかで的確な初動の対応と早期の復旧が図られることが重要である。また、大規模災害の対応については、各々の保安責任分担に応じた対応を行うことが基本であるが、被災エリア内の対応並びに被災エリア外への応援も含めて、新ガス導管事業者と新ガス小売事業との協働により、両者とも日常の業務の役割の垣根を越えた柔軟な対応、各事業者が相互に連携できる仕組みが構築され、それらが機能するよう、災害対応力を高めていく必要がある。また、平時において両事業者が災害時における対応を予め検討するとともに、訓練等を通じて日頃から準備する必要がある。

なお、役割分担等の詳細については、過去の災害対策の実態等を踏まえて、両事業者間 で協議することとしつつ、託送供給約款等により災害時の対応を担保することが適当であ る。

また、災害対応に当たっては南海トラフ大地震と首都直下地震を十分認識した上で、平 時からの対策を進めていくことが重要であるとしております。

③の自主保安でございます。需要家資産のガス保安については、新しい事業類型の下では、新ガス導管事業者が緊急保安、内管漏えい調査、内管工事の品質管理等を、新ガス小売事業者が消費機器調査・危険発生防止周知の法令上の保安責任を担うとする方向性が合意された。新しい制度については、両事業者ともにそれぞれの保安責任の領域において安全高度化目標の達成を目指し、自主保安で行っている業務についても積極的かつ効率的に取り組むべきである。

新ガス導管事業者及び新ガス小売事業者が引き続き自主的に保安向上に向けて取り組みを行う必要があり、これらを適切に実施することが可能となるよう、新ガス導管事業者にとっては託送供給約款等により費用回収が制度上可能となることが、また、新ガス小売事業者が自由料金の中で実施することとなる場合には、小売事業者による保安に対する取り組みのレベルアップを図ることや需要家保安の取り組みを需要家に適切に理解してもらう仕組みなどを構築することが重要である。

新ガス導管事業者及び新ガス小売事業者の自主保安に関する取り組み状況、ガス事故の発生状況、大規模災害発生時の対応準備状況及びガス安全高度化目標の達成状況等を踏まえ、保安の維持・向上の観点から、新たに対策が特に必要なものや自主保安のうち競争環境下においても確実に実施されることが必要と考えられるものについては、例えば省令化などにより、確実に実施されるような措置を今後検討することとする。

新ガス小売事業者が行うべき保安責任の領域において、自ら積極的に保安の維持・向上が図られるよう、資料に記載されているような仕組みを構築する必要があるとしております。

④新ガス導管事業者と新ガス小売業者など事業者間の関係でございます。新しい制度の下では、需要家保安に関し、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者の相互の協力が不可欠でございます。保安の維持・向上のため、託送供給約款等により、緊急保安に必要な需要家の情報提供又は緊急保安を実施した需要家に関する情報提供等を含め、その責務を明確にするとともに、各ガス事業者は保安に関し相互に協力することを求めるべきである。

新ガス小売事業者の切り替えにより、契約が開始される際には、新たに契約する新ガス 小売事業者が消費機器調査・危険発生防止周知の法令上の保安責任を担うこととなります が、供給開始時に消費機器調査などを実施する際に、需要家の事前承諾のもと、従前の調査結果など当該利用者に関する情報を入手できた場合には、その情報を活用することができることとすることが適当である。

なお、切り替えに際し、新たに契約した新ガス小売事業者が、需要家の事前承諾のもと、 切り替え前の新ガス小売事業者に対し従前の消費機器の調査結果など当該利用者に関する 情報を求めた場合には、切り替え前の新ガス小売事業者は、新たに契約した新ガス小売事 業者に対して当該情報を提供するべきであるとしております。

続いて、(4)の簡易ガス事業に係る保安の在り方【論点3】でございます。

簡易ガス事業制度に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについては、安全性の確保を大前提とし、一定程度の保安規制の整合化が図られるのであれば、可能であると考えられる。なお、移行に当たっては、簡易ガス事業者及び自治体等の負担等にも留意しながら、経過措置を含め、引き続き詳細かつ慎重に検討する、としております。

(5) の消費段階等におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の在り方【論点4】 でございます。

都市ガス及び液化石油ガスに係る需要家保安の維持・向上を図りつつ、ガス事業法及び液化石油ガス法における規制・保安体系やこれまでの保安対策に留意しつつ、可能な限り両法の規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を行うのが適当である。

なお、周知業務について周知の頻度を可能な限り整合化すること、また、消費機器の調 査頻度について調査の頻度を可能な限り整合化することが適当である、としております。

(6) の熱供給事業法に係る保安規制について【その他】でございます。

現在、ガスシステム改革小委員会において、熱供給事業に係る事業規制が議論されておりますが、ガス事業と異なり、熱供給事業に関しては現行の事業類型に基本的に変更がない方向で整理されていくこととなれば、保安規制についても、事業規制の変更に伴い保安規制の対象者を不可避に再整理しなければならない必要性は特段生じない。また、保安について、特段の問題等が生じていないことを踏まえ、原則として保安規制の枠組みを維持することが適当であるとしております。

続いて、4.の今後検討すべき事項(将来的な課題も含む。)でございます。

(1) のガス安全高度化計画については、先ほどと同じ内容を書いていますけれども、今

後、ガス安全高度化計画の必要な修正を行うこととする。また、今回の制度変更を踏まえ、 一定期間経過後に検証等を行うこととする、としております。

続いて、6ページ目を御覧ください。(2) の技術基準適合維持義務についてでございます。

ガス工作物の所有者・占有者が当該工作物に関する維持管理の責任を負うべきであり、内管の資産区分と技術基準適合維持義務の一致が需要家保安に資するとの考え方を踏まえ、内管の所有者・占有者には、ガス事業者が行おうとする技術基準の維持のために必要な措置について協力する責務があることを、明確に示すとともに、当該内容の周知を行うこととする。また、上記の考え方を踏まえ、内管の所有・保安意識の醸成状況や内管の安全性等の保安の状況を引き続き確認しつつ、資産区分との一致も含めた内管の技術基準適合維持義務の在り方について、時宜をとらえて検討することとする、としております。

(3) の自主保安等についてであります。

今後仮に全面自由化となった場合における、緊急保安対応を初めとする新ガス小売事業者・新ガス導管事業者の役割や協力等に係る具体的な検討を行う。また、新ガス小売事業者による自主的な保安に対する取り組みのレベルアップを図る措置や、需要家保安の取り組みを需要家に適切に理解してもらう仕組みを検討する。さらに、新ガス小売事業者の切り替えにより、契約が開始される際には、新たに契約する新ガス小売事業者が周知・消費機器調査の法令上の保安責任を担うこととなるが、供給開始時に消費機器調査などを実施する際の対応につき、従前の調査結果などの情報の活用方法を含めて検討を行う、としております。

(4) が簡易ガス事業制度に係る保安の在り方についてでございます。

簡易ガス事業制度に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行するに当たっては、液化石油ガス法の保安規則を基本としつつ、安全性の確保を前提とした規制の見直しを検討する、としております。

(5) 消費段階等におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の在り方についてでございます。

消費機器の周知及び消費機器の調査に係る頻度などの規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を必要に応じて行う、としております。

(6) 熱供給事業法に係る保安規制についてでございます。

熱供給事業規制の見直し状況を踏まえ、供給規程に関連する保安規制について、公共の

安全が確保されることを前提に、当該見直しの内容を踏まえた検討を必要に応じて行うということでございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

ただいま資料2について、本委員会のご議論のまとめという案をお示しいただきました。 それでは、ただいまから本まとめ案に関しましてご議論賜りたいと思います。いつものよ うにご発言いただくときは、ネームプレートを垂直に立ててご発言下さい。

それでは冨田委員、お願いします。

○冨田委員 ありがとうございます。6月9日以降に議論を進めてきたわけでございますけれども、今回のとりまとめに到達したということに感慨を覚えております。とりまとめに当たっていただいた事務局のご努力に敬意を表するとともに、私どもも新しい制度のもとで保安向上に努めてまいることを表明いたします。

その上で2点コメントさせていただきます。1点目は技術基準適合維持義務についてでございます。9月12日の小委員会では、需要家保安の確保に万全を期すため、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることを目指すべきという方向性が示されました。今回のとりまとめでは、現時点では直ちに法改正まではしないという結論であると理解しましたが、一般的に所有者がその所有物に対する責任を負うことから、目指すべき方向性は変わらないものと思っております。ご説明にあったとおり、目指すべき方向性の実現に向けて、我々ができることはしっかりと実施してまいりますが、引き続き経済産業省ご当局においても取り組みをお願いするとともに、安全高度化計画の見直し時期、あるいはガスシステム改革に係る検証の際などに実現していただくことを期待しております。

2点目は需要家保安に係る保安責任でございます。需要家保安の取り組みを登山に例えて申し上げますと、現状は安全高度化計画という高い頂に向かって、国・ガス事業者・需要家という3者がパーティーを組んで協力して登っているといえるのではないかと思います。この3者はそれぞれ定められた装備を分担して持つほか、必要と思う装備を自分で考えそれを自主的に持参することで一歩一歩進んできたと考えております。そして、その頂に至る道のりはまだ長いということでございますが、確実に近づいているというのも事実だと思います。そして自主的に持参した装備が非常に役立っているという評価も得られているのではないかと思います。

今回6月9日に始まったこの小委員会に与えられた課題は、例えて申し上げれば目指す

べき頂はそのままに、これまで通ってきたルートを部分自由化コースから全面自由化コースに変更するとともに、パーティーに新ガス小売事業者が加わる。こうした場合に、どういう装備をどういう分担で背負うべきかということだったと思います。今回のとりまとめは装備と分担についての考え方をまとめたものでございます。これまでの経験からして、頂に達するには定められた装備に加えて、自主的に用意した装備が不可欠であることから、新しくパーティーに参加される方には、何が役に立つかを常に考え、必要なものを持参していただくということをお願いしたいと思います。自主的な装備の持ち寄り方などについての詳細はこれからの検討となりますけれども、私どもガス業界としては協働の精神で、これまでどおり一歩一歩頂に向かって歩を進めることをお約束いたします。

なお、前回の小委員会でも指摘がありましたが、これまでの小委員会では明示的に法的 分離を前提として議論は行っておりません。そして法的分離をするかどうかは現在、ガス システム改革小委員会で審議中でございます。今回のとりまとめに異存はございませんが、 仮に法的分離の方向になった場合には、このとりまとめにあるような各事業者が相互に連 携できる仕組みが現状と同等以上のレベルで災害時にも機能するよう議論を深めていくこ とが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

今後の協働の大切さと、さらに検討すべき課題に関してご指摘いただいたかと思っております。

ほかにご意見ございますか。大河内委員お願いします。

○大河内委員 私もとりまとめをしていただいた事務局にお礼を申し上げます。ガスシステム改革の姿というのがまだはっきりみえていない中で、よくまとめられているなと思います。

それで何点か申し上げたいのですけれども、このまとめの2ページの3の(2)の【論点2】のところの需要家保安に係る保安責任でございます。私はこの議論の初めのときから、新ガス導管事業者が全部の項目を一括して持ってもらいたいと主張してきたので、その点では消費機器の調査が、新ガス小売事業者に整理されて委託されたということは残念に思っています。ガス管と消費機器の区分というのは消費者にとって実際とてもわかりにくいものです。ガス漏れと違って、臭いもない不完全燃焼による中毒というのは、気づいたときにはもうどうしようもないという事故につながってしまいますから、その調査には専門

性が必要だと思いますし、消費機器の調査というのが外部委託されるケースも多くなって くると考えると、高齢者をねらって敷地内に立ち入る点検商法が増えることも心配してい ます。

その調査の信頼性を高めるためには、5ページの【論点4】の都市ガス、液化石油ガスの規制の整合化の視点から、都市ガスの点検業者にはLPガスと同様の国家資格制度が必要なのではないかと思っています。

それから、3ページの大規模災害対応ですけれども、3.11 の震災では、想定を大幅に超える被害が出たと内閣府の報告書にあります。これを考えると大都市圏の住宅密集地域では、想定外の事態が連続して起きると思います。特にここで書かれている、二次災害を発生させない速やかで的確な初動の対応というのが大変重要だと思います。その場合に導管と小売事業者間の協働や連携というのを託送供給約款等で担保すると書いてありますが、これだけで十分なのかなと疑問に思います。阪神の地震があって、新潟があって、そしてこの前の東北とか、そのような震災対応として積んできた経験というのを決して崩すことがあってはいけないと思いますし、それを生かしていくにはどういうことが必要なのかということを土台に、これからの制度も考えていくべきだと思います。

大規模災害対応というのは、6ページの今後検討すべき事項の、自主保安等というところにも、事業者間の協働と連携ということがいわれていますけれど、このルールづくりがきちんとできているのか。また、大都市圏にある会社が新導管と新小売に会社が分かれても、今以上の初動対応をとれるのか。その一体感とか組織力が失われないかなどの検証も今後の課題として検討していっていただきたいと思います。ビジネス上では競争関係、災害時には手をつなぐというルールは、大変難しいルールづくりになると思うので、是非細かい検証をしていただきたいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。いろいろなご心配の点をご指摘いただいておりますので、それをなくするということは非常に大事な視点だろうと思います。それと今後の取り組み方に関して非常に重要なポイントをご指摘いただいたのではないかと思います。

それでは織委員、お願いします。

○織委員 長期間にわたって審議してこのようにまとめていただきましたこと、私も感謝したいと思っています。ありがとうございます。今回のまとめというか審議の中で1つ

大きなポイントになっていたのは、今まで各会社の経験によっていた自主保安はどういったものがあるのか、それを洗い出していただいたことは非常に大きかったと思います。やっていらっしゃるのだろうなということはわかっていたのですけれども、その自主保安を洗い出していただいたのを、次のステップとしてどのように法定化していくのか、どういうふうに共有していくのかという基礎的な資料が整ったのかなと思います。

そうした中で今度新規参入者が入って行って、一体としての保安のあり方を新しい制度として構築していくことになってきたと思います。一体としての保安のあり方というところでは、今まで各社の経験、それこそ 130 年ぐらいの歴史がある中で培ってきたものをどう広範囲に共有してくださるのか、指導していただくのか。誰もが使えるようなやり方、ガイドラインとか基準というものをいかに明確化していくかということが、今後の一体としての保安としてのポイントになってくると思うのです。ですから情報共有と連携、コミュニケーションというものは、どのように図られていくかということはたびたび議論されているのですけれども、また大河内委員が不安に思っていらっしゃるとおり、そこをどういうふうにやっていくかということを今後、これ1回限りにせず、例えば1年に1回ぐらいはこういった審議会で報告していただいて、チェックさせていただく。具体的にベストプラクティスとしてこういう連携があります、こういう情報共有がありますということを是非今後とも継続して、そういう制度の枠組みをつくっていただきたいということが1点です。

それから、情報の共有ということに関しては、保安上どうしても個人情報の共有というのは今後不可欠になってくると思うのです。これは法制度上、個人情報を他者と共有するというのはなかなか難しい問題が実際にはあるかと思うのです。ただ、保安という問題を考えたとき、図面等を含めて個人情報の共有のあり方を法制度の中にどう落とし込んでいくのかということは例外的に今後検討していかないと、情報の共有化というのはお題目だけではなくて具体的にどういうふうにやる。例えば約款の中に入れ込むでも構わないのですが、そういった方法の検討ももう少し詰めていっていただきたいと思っております。

一方、この情報共有と非常に重なるところなのですが、この審議を通じて中小企業の方から、今後のあり方について非常に不安の声が聞かれている。ありようがみえないというところがすごく不安なのだと思うのです。ですから、大手だけではなく中小企業の方にも、どのような方向性で既存のビジネスとどういう形で変わっていくのかというあり方を、きっちりみせていくことも重要ではないかと思っております。

最後に、私は初めてガス業界の方とお話をさせていただいて、非常にウェットというか、 人情的ですごく頑張っていらっしゃった業界だなと思うところがあります。そういったところから今後はもう少しグローバルというか、少しドライな部分が出てくる、その辺の切り替えに当たっては、新しいビジネスチャンスが転がっているのだというような意識で、いろいろな問題に取り組んでいただければなというのが希望です。例えば検針とか個別訪問についても、もしかしたら負担になるかもしれないけれども、逆にいえばそれは新しいビジネスチャンスだということで、これから個別に議論していく各自の役割分担については、保安は絶対だけれども、それを押しつけられているのではなくて、新しいビジネスチャンスとして、新しいものがあるのだという意欲的な姿勢が、今後の日本経済を支えていく大きな要になっていくのではないかと思いますので、お願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。今後の方向に関しましてかなり具体的なご提案もいただきました。見える化というのは非常に大事なポイントであろうかと思います。皆様の隠れた努力の集積がここに出ておりますので、この文章に隠れたところも今後いろいろな制度化で生かしていただきたいということを感じました。

それでは倉渕委員、お願いします。

○倉渕委員 全体といたしまして、現時点ではこの新しい保安維持の考え方としては適切なものではないかと評価できると思います。 1 点、心配なポイントがございまして、この自主保安のレベルをいかに下げないかということが重要で、冒頭には自主保安のインセンティブというのがありますが、具体的にどうするのかという問題があるかと思います。保安の合理化によりコストを引き下げ競争力をつけるという正しい方向で競争してくれればいいのですけれども、ややもすれば保安のレベルを下げることによって、コストを下げてという考え方が出てこないとも限らないというのが大変不安なところです。 4ページに書かれておりますように、自主保安の中でも必要性の高いものについては省令化等によって義務化するということもお考えだと思うのですが、これを積極的に進め、必要と思われる自主保安については、義務化していくことが当面は重要なのではないか。また、その内容についても、不断の見直しをすることによって機器等の性能や諸事情の変化に柔軟に対応していけることが重要だろうと思います。

それからもう一つは、保安を実際に担う方の技術水準をいかに維持していくかというこ

とが重要ではないかと考えておりまして、場合によっては保安をする人たちのスキルを維持するための資格制度等、さまざまな試みというか考え方があり得ると思いますけれども、そういった自主保安のレベルを下げないための制度設計を慎重に行っていただきたいと希望いたします。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。自主保安という言葉で表現されてはおりますが、自主でありながら非常に不可欠なものも含まれているということが、今回のいろいろな議論でお聞きいただけたかと思います。その辺も含めて重要なご指摘を賜ったものと思います。

それでは立原委員、お願いします。

○立原委員 まずは、これまでの経緯を踏まえ、ここまでとりまとめていただいたこと に対してお礼を申し上げます。そこで、先ほどから新たな事業者も含めて役割分担が出た と思いますが、その中で最終的に新ガス導管事業者、新ガス小売事業者に関しても、皆様 から保安の部分や資格も含めて確実にやっていただきたいというご要望が出ております。

お聞きしたいのは、この中で新ガス導管事業者及び新ガス小売事業者の行う保安責任の領域について4ページにございますが、そういうことのできる業者を選ぶ中で、確実に遂行できるということで書いてございます。液化石油ガス法では、保安については、行政庁の認定を受けた保安機関であれば委託することができることになっていますが、これからの制度設計の中で、この新ガス小売事業者に対して保安部分はどの辺りまでお考えになっているのか。新ガス小売事業者が全てを行うのか、それとも液化石油ガス販売業における行政庁の認定制度のような一定レベル以上の能力を有する業者であれば業務委託可能な制度とし、お客様のニーズにつながる高度な保安サービスを受ける制度とするのか、どういう制度設計をお考えになっているのか。もし、その辺のところをお決めになっていなければ、ガス事業法、液化石油ガス法の整合性を図るというお話をいただきましたけれども、液化石油ガス法と同様に、一定レベル以上の能力を有する業者であれば業務可能な制度にすることは、お客様の利益につながることからも、あわせてお願いしたいと思っている次第でございます。

先ほど、これから新しいビジネスチャンスが広まりますよというお話がありましたが、 現状ですと、ガス事業法では、ガス工作物においては都市ガス事業者の社内基準に基づき 指定、認定された工事業者以外は、例え、お客様からの要望があってもリフォーム等の設 備工事それからガス機器の設置工事等ができないことになっております。先ほど高度化した資格を決めたらいいのではないかとのお話もありましたが、液化石油ガス法では、液化石油ガス設備士という国家試験制度があり、その資格を有した者で、なおかつ所管行政庁に工事業者の届出をした業者は全国共通に設備工事・ガス機器の設置ができることになっており、お客様はリーズナブルで高度な技術を持った工事業者を自由に選択できる制度になっています。このような観点からガス事業法においても、お客様の意思で設備工事業者を自由に選択できるような制度設計をご検討いただくようお願いします。

以上です。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。ご要望がございましたが、事務局からお願いします。
- ○大本ガス安全室長 今の立原委員のご発言でございますが、ガス事業法については、 委託が制度上可能ということになっております。ということは新ガス導管事業者、新ガス 小売事業者は、それぞれの責任において業務委託が可能な形になります。業務委託をする に当たって、現行のLPガス事業者、消費機器調査を行っている事業者に対して委託する ことも可能かと思います。特に新規参入者、新ガス小売事業者に関しては、今回の消費機 器の周知・調査は、新ガス小売事業者が保安責任を担うということになりましたので、そ れに関して、その委託業者の判断によりますが、現行でLPガス事業者に委託することも 考えられるということかと思います。
- ○立原委員 ありがとうございます。それと同時にガス工作物の方も今後の検討項目の 中に是非ともお願いしたいと思っております。
- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょう。早田委員お願いします。
- ○早田委員 私どもからも、約半年にわたります需要家保安に関する議論をとりまとめていただいたことに対しましてお礼を申し上げます。また、今回とりまとめていただいた内容に対しまして、私どもとしては賛同させていただきます。異論はございません。その上で、これまでのガス安全小委員会においても表明させていただきましたが、私ども新ガス小売事業者としては、消費機器の調査周知にしっかり取り組ませていただくということ、さらに新ガス導管事業者との緊密な連携、また得られた消費機器の情報の共有などを図ることで、関係者の協働によるガス安全高度化計画の目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、平常時のみならず非常災害時におきましても、新ガス導管事業者の指揮のもと、 需要家からの問い合わせ対応など、我々新ガス小売事業者が担うことのできる領域につい て積極的に協力していくなど、相互に連携し合って災害復旧対応にしっかり取り組んでま いりたいと考えております。

なお、仮に法的分離になったときは議論を進めていくべきという冨田委員からのご発言がありましたが、私どもはガスシステム改革小委における議論については、法的分離や会計分離などどの方式かによらず行為規制を余り厳格に行ってしまうと、保安に懸念が生じるおそれがあるのではないか、という議論であったと理解しております。従いまして、本委員会においては、保安上どの方式がよいのか直接的に議論するべきではないと考えておりまして、今回とりまとめいただきました新ガス導管事業者と私ども新ガス小売事業者との連携について、3.で整理されました基本方針に則って、4.の今後検討すべき事項にありますとおり、保安レベルの維持・向上に悪影響を与えないように、保安業務における規制等も含めて、今後、詳細制度設計段階で具体的に検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○豊田委員長 ありがとうございました。

最後の点は、多分皆様の認識は同じだろうと思います。

それでは、松村代理どうぞ。

○和田委員(松村代理) 日本コミュニティーガス協会でございます。私ども全体として特段の意見はございませんけれども、簡易ガス事業について2カ所ほど言及がございますので、要望と若干お尋ねしたいことがございます。

私ども簡易ガス事業にかかわる保安のあり方につきましては、これまでの審議で簡易ガス事業制度にかかわる保安規制をガス事業法から、いわゆる液石法へ移行することについて、安全性の確保を前提として一定程度の保安規制の整合化が図られるのであれば、可能であるという整理をされたと理解しております。私どもガスシステム改革小委員会における審議の夏の中間的な整理を受けまして、仮に簡易ガス事業が液石法に移行するということになる場合、その法制度の違いによりまして、事業者の負担増加等が懸念されることから、円滑な移行と事業者負担の軽減、ひいては消費者利益の観点から、移管に当たっての措置について当局に対して要望書を提出させていただきました。

その中で保安制度につきましては、簡易ガス事業が液石法に移管されましても、重要な

保安規制は継続されることと理解しております。小規模ながら埋設した導管から面的な供給を前提とするガス事業法と個別供給を前提とする液石法の考え方は基本的に異なっています。また、共通の事項についても規制内容、あるいは運用が異なっている場合が少なくありません。埋設導管による供給や大容量の貯蔵設備等に関する規制については、現行簡易ガス事業に適用されるガス事業法の規定を取り込むなど、保安規制の規定はもちろん、運用についても供給形態の違いを踏まえた上で、両者の整合化を図ることが必要だと考えています。

仮に現行の液石法の規定をそのまま適用した場合、液石法の上位法である高圧ガス保安 法の適用によりまして、これまで以上の規制強化となる事例が発生することが危惧されて います。その場合、これまでのガス事業法では必要とされなかった保安要員の確保と 24 時間常駐、あるいは設備そのものの配置見直し等が発生しまして、新たな資金負担が生じ ることになりかねません。

そこで今回のとりまとめ案をみさせていただきますと、5ページの(4)では、移行に当たっては、経過措置を含め、引き続き詳細かつ慎重に検討するとあります。負担等に留意しながらです。

それから6ページ、これは今後検討すべき事項、将来的な課題も含めてでありますけれども、(4) に同じく簡易ガス事業制度に係る保安の在り方ということで、これも移行するに当たってはといいつつ、安全性の確保を前提とした規制の見直しを検討する。もちろん規制の見直しには強化もあれば緩和もあるかもしれませんが、現行法のもとでも、安全は確保されていると私ども承知しております。

だとすると、ここで移行に当たっての規制の見直しというのは、5ページ目のところでも、引き続き詳細かつ慎重に検討すると書いてあることに対して、後ろの方では、規制の見直しを検討する。ダブって書いてあるのではないかと思います。仮に違うとすれば、どういった違いがあるのか教えていただきたいと思います。いずれにしても、この移管の検討に当たっては、新たな事業者の負担を強いることのないよう円滑な移行ができますように再度強く要望したいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

簡易ガス事業の移行に関してのご注意、そして要望等もいただいておりますが、事務局で何かございますか。

○大本ガス安全室長 5ページ目のところですが、経過措置を含め、引き続き詳細かつ 慎重に検討するとあります。これは6月のときのとりまとめの際に、そういうような記載 をさせていただいたところでございます。6ページ目のところについても、趣旨としては 同じでございますけれども、経過措置というところに関しては、いわゆる法制度のお話も ございますので、そこについては6ページに特に記載してございませんが、引き続き詳細 かつ慎重に検討するというところは、6ページ目も同じ趣旨でございます。この記載ぶり については必要に応じて修正させていただければと思っております。

○豊田委員長 それでは、この点に関しては、今のご注意を踏まえて対応させていただきたいと思います。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 6ページの(2)の技術基準適合維持義務のところであります。ガス工作物の所有者・占有者が当該工作物に関する維持管理の責任を負うべきであり、内管の資産区分と技術基準適合維持義務の一致が需要家保安に資するとの考え方を踏まえて、当局で、特に保安上重要な建物について、どのように一致させて対策を打つかということをいろいろ検討し、ご尽力をいただいた結果、現時点ではここに書いてあるようなことがベストではないかと思います。ただ、技術基準に適合させるということは、安全性を向上させて事故リスクの低減を図るということなので、これが消費者のためにも引き続き重要な課題であると思います。

内管の所有者・占有者が協力する責務があることを明確にする、ということでやむを得ないと思うのですが、所有者・占有者が協力するのではなくて自分の資産ですから責務を負い、ガス事業者はしっかり点検、周知する義務を果たすという協力する側であり、費用を負担する所有者・占有者がどうするかという最終的な権限があるわけですから、ここのところは今後も引き続き一致させる努力をしていく必要があるのではないかと思います。そのためにガス事業者の現時点の考え方の中で、しっかりやりながらお客さんに理解してもらうことも大事でございますが、引き続き本件についてなるべく早期に実現していただけるように、関係者のご尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。事務局からどうぞ。
- ○大本ガス安全室長 秋山委員からご発言があったところですが、今回の法制面の検討

の中で、内管については法律上所有権の所在を問わずガス工作物ということで、今の所有 と責任の一致という考え方もある一方、ガス事業のために使っているものについてはガス 事業者が責任を負うべきという考え方で、法制面のところで今回そのような整理をしてい ることを補足させていただければと思います。

- ○豊田委員長 それでは安田進委員、お願いします。
- ○安田(進)委員 皆さんのような貴重な意見ではないのですけれども、少しコメントさせていただきます。 4ページでございますが、南海トラフ大地震と首都直下地震の話が書いてあります。この文章を読んだだけでは、南海トラフ大地震と首都直下地震を十分認識した上で、というのは何を認識したのかよくわからないという気がします。ちょっと書かれた趣旨がわからないのですが、私が解釈するには、例えば首都直下地震等の地震で予想される被害を十分認識したと、そういうふうになると思ったのですが、そういうことかどうか確認させていただきたいと思います。
- ○豊田委員長 ご指摘のご理解の通りで、それぞれの特徴を踏まえてということだと思います。この点に関して修文等について、事務局からはいかがですか。
- ○大本ガス安全室長 これについては前回の審議会で堀委員から、南海トラフ大地震と 首都直下地震については大規模な影響が予想されているので、直面している2つの地震に ついて、しっかり災害対策を進めていただきたいという趣旨を踏まえて記載しました。こ れについては、必要に応じて趣旨が伝わるように修正等させていただければと思っており ます。
- ○豊田委員長 堀委員の趣旨に合っているかどうかということですが、またご相談して 修文したいと思います。

それでは、辻委員お願いします。

○辻委員 全国ガスの辻でございます。まずは、この間さまざまな議論があった中で本報告書をとりまとめていただいたことに感謝を申し上げます。今後検討すべき事項につきましても、現場実態を踏まえた検討をお願いしたいと思います。一方、システム改革全般においては導管部門の法的分離が議論されていると聞いております。前回も申し上げたとおり、特に非常時の対応におきましては、使命感や一体感、信頼関係といった人の気持ちが介在することで成り立っております。現場の組合員の率直な声として、会社を分離するということは、働く人の気持ちまで分離させてしまうのではないかという心配の声が出ております。私たちとしてはこれまで培ってきた、働く人の気持ちがこれからも継承できる

制度を実現していきたいと考えております。今後もシステム改革全般の議論と連動しなが ら、保安や災害対応に与える影響も考慮し、本報告書にあるような内容が機能するよう引 き続きご配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。重要な指摘でございます。 三浦委員、お願いいたします。
- ○三浦委員 今まで皆様のご意見とか、お立場もそれぞれおありになったところをここまでまとめ上げるのは、いかに事務方が大変だったのかということと、9時に電話をしても 10 時に電話をしても必ず誰かが出るということは、皆さん遅くまでお仕事していたのだなといつも思っておりました。そういう事務方の皆さんのご努力も含めて、本当にここまでスリムにそぎ落とす資料をつくり上げたご苦労に敬意を表したいと思いますし、有り難いと思います。

消費者としては、先ほど大河内委員、織委員もおっしゃっていたことに重複するかもしれませんが、この審議会というのは、日本の産業保安がさらに全体にレベルアップすることを目的に関係者が一致団結して頑張ってきたところだと思いますので、今後も確実に実施されるようにお願いしたいことは言わずもがなではあります。特に4ページで、自主保安と言っても、自主保安というのがいかに大変かということが皆さんよくお分かりになられていると思うのです。4ページの下の方に3つのポツがありますが、これらの仕組みを構築する必要があるということはもっともで、これは一定期間でちゃんと検証していただきたいと思います。「協働」という言葉は非常に深くて重いもので、活字にすると2文字ですが、本当の協働ということはこれから実践されていくことだと思っています。

特に4ページの上にも書いてありますが、平時は当然だと思いますが、災害というのは本当に何があるかわからないし、堀委員がおっしゃるように、明日起こるかもしれませんよと言われて、どうしようと不安に思うのが消費者でございますので、そういうときに、3行目にありますとおり、この両事業者が対応を予め検討するだけではなくて、訓練等を通して日頃から一緒に準備する必要がある。どうやって本当の意味での連携をとってくださるのかというのは私たちには未知な世界であるわけです。そのような状況になったときのことも含めて、真摯に検討していただきたいと思います。これからも皆さんのご努力、それから働く現場の人たちの保安も含めて、今後も実施していただければと、切にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、一通り皆様方のご意見を賜りまして、本とりまとめに関してはほぼ同意が得られたのではないかと感じます。ただ、ご指摘がありましたように文章等の少しの修正に関しては事務局、委員長に一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。(賛成の声あり)

それでは、資料2をもって本委員会のとりまとめという形にさせていただきます。これまで、このとりまとめに関しまして事務局で多大な尽力をいただいたことに対し、感謝を申し上げます。このまとめと共にもう一つ大事なことは、とりまとめの途中で出てきたいろいろな情報が委員の皆様方に共有できたということも非常に大きな成果であろうと思います。ただ共有しただけではだめで、今後これが生かされていくことが大事なポイントです。そういう方向で制度化に向けても、あるいは途中の様々な保安のあり方を考えていく上でもこの議論が生きることを大いに願っており、この資料でもってとりまとめとさせていただきたいと思います。

それでは、ありがとうございました。

○大本ガス安全室長 事務局からでございますが、委員の皆様におかれましては、これまでのご議論に大変感謝いたします。本とりまとめにつきましては、修文の上パブリックコメントを行いたいと思っております。本とりまとめ自体の議論は今回で終了し、これを踏まえて今後その改正案の検討を行ってまいります。その後、本とりまとめにありますように詳細な制度設計の検討を進めていきたいと考えており、本小委員会でも必要に応じてご議論いただきたいと思います。また、ガスシステム関連以外についても、本小委員会で定期的に行っておりますガス安全高度化計画のフォローアップ、経年管の取り組み状況、また事故の発生状況の報告についても今後行いたいと考えております。

次回の開催につきましては、各委員とも日程調整させていただきながら追ってご連絡させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。今のような方向で進めさせていただきます。今後ともよろしくお願いします。

それでは最後に、寺澤審議官からご発言をお願いします。

○寺澤商務流通保安審議官 本当に皆様、ありがとうございました。本日も何度かお話が 出ましたけれども、6月9日以来本日で6回、ガスシステム改革が進む中で、ガス保安を どうするかという大切な問題について、本当に熱心にご議論いただきました。いつも言っ

ておりますが、本当にこの委員会では、文字通り熱い議論をしていただきました。普通の 審議会ですと、活発な意見をお願いしますというのですけれども、お願いする必要は全く ない自然体で活発な意見が繰り返されて、9月も非常に熱い議論ということで、ようやく ここまで来ました。私自身としても、これだけ密度の濃い熱心なご議論の結果、結論に至 ったということに深い感慨を覚えている次第でございます。いろいろな審議会に比べまし ても、これだけレベルの高い熱心な議論というのは余りないのではないかと思っておりま す。事務局についていろいろ評価するご指摘をいただきまして、本当にありがとうござい ます。確かに事務方は夜遅くまでしっかりやったということは事実ですけれども、だだ、 いろいろ立場が違う中で、冨田委員のお話ではないですけれども、日本が誇るべきガス保 安を維持し高めるということで、関係者それぞれの立場は違っておりましても、熱心に議 論してここの結論に至ったということについては誇りにしていいと思いますし、ここに至 っては委員の皆様方の建設的なご議論、何よりも豊田委員長のとりまとめということで、 これだけ難しく重要な問題について大きな方向性が得られたということについては、心よ り感謝したいと思っております。毎回毎回大体時間オーバーだったのですが、本日は早く 議論が終了したということで、これも皆様が一つの合意に至ったということのあらわれか と思います。

何度も申し上げていますように、ガスシステム改革はどういう形になろうとも、ガス保安の水準を維持・向上するということで、一貫した立場でご議論いただきましたし、本日のとりまとめは、その基本的な認識に沿ったものだと確信している次第でございます。おかげさまで大きな方向については、本日をもってとりまとめいただいたことについて心より感謝を申し上げます。

その上で、大きな方向性、枠組みを示したということで、本日も複数の委員からもお話いただきましたけれども、では、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者はどういったことを連携するのか、あるいは、誇るべき自主保安が今後どうやって維持・強化されるのか、ということは、とても重要な課題でございます。平時であっても災害時であっても連携しなければいけない。ここのところについては、詳細設計のところで詰めるべきことが多々あるかと思います。私どももこれから鋭意検討させていただきますけれども、またタイミングを捉えまして、この検討すべき課題に幾つか載っていますけれども、詳細設計についてはまた先生方、皆様にご相談させていただきたいと思いますし、ご指摘があったように、一発で完成するかどうかわからないところもあるので、検証というのは当然重要だと思い

ます。詳細設計に当たって、また検証に当たって、引き続き委員の皆様のいろいろなお知恵を拝借させていただきたいと思います。

それからお願いは、もちろん役所としてもこの委員会としても、連携と自主保安のあり方についてご議論させていただくわけですけれども、何をやるにも実際に現場を担っているのは事業者の皆様ですから、それぞれの事業者の皆様、あるいは労働組合の方も含めて、何が必要かということを是非皆様もご検討いただき、連携はこの委員会の場、役所の場での連携だけではなくて、もう大きな方向が出ているわけですから、事業者の皆様のレベルでも具体的にいろいろな話し合いをしていただいて、連携を実のあるものにしてほしいと思います。冨田委員のお話ではないですけれども、みんなチームとして山に登っているわけですから、もちろん全体としての連携に向けての議論、自主保安に向けて議論させていただきますけれども、各プレーヤー自身も、各プレーヤー同士も具体的ないろいろな連携の仕方、自主保安のあり方についてご議論を進めていただければと本当に心から思う次第でございます。

もちろんガスステム改革というのは、本日第9回ということで、6回分がシステム改革 に伴ったわけですけれども、システム改革以外の例えばガス安全高度化計画フォローアップや、もともと本来やっていたこともございます。そうしたガス安全高度化計画のフォローアップも含め、先ほど申し上げたような詳細設計についてのご審議、さらに検証を含め、この委員会はますます重要だと考えておりますので、本日は心よりのお礼を申し上げるとともに、引き続きよろしくお願いしたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

本とりまとめの議論では、暑い時期に始まり、今回のように寒い時期になりました。寒くなったからまとまったのではなくて、寒くなっても熱い議論のもとでまとめていただいたということで、改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。 どうもありがとうございました。

——T——